

事務連絡
令和3年4月5日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、
テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等について（依頼）

令和3年4月1日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、宮城県、大阪府及び兵庫県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされ、これに伴う基本的対処方針の変更を受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から、重点措置区域の公示及び基本的対処方針の変更、テレワーク等の推進、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に関する留意事項等について、別添1のとおり事務連絡がまいりました。

また、政府対策本部を受けて持ち回り開催された第21回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添4のとおり、大臣指示がありました。

つきましては、貴都道府県におかれては、貴都道府県登録の旅行業者等に対し、テレワーク等の推進、基本的対処方針の改定を受けた催物の開催制限、施設の使用制限等、別添について着実に実施して頂くよう、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】別紙ご参照

【添付資料】

(別添1) 新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等に関する事務連絡

「新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等、テレワーク等の推進、催物の開催制限、施設の使用制限等について」

(別添1：別紙1) 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

(別添1：別紙2) 新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年4月1日変更））

(別添2) 【内閣官房事務連絡】 テレワーク等の推進について

(別添3) 【内閣官房事務連絡】 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について

(別添3：参考1) 210226 【内閣官房事務連絡】 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

(別添3：参考2) 210204 【内閣官房事務連絡】 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について

(別添3：参考3) 201112 【内閣官房事務連絡】 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

(別添4) 【セット版】 第21回省対策本部 大臣発言